**福岡市姪浜買物広場　利用基準**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 基準 | 理　由 | 条文 |
| たき火 | 禁止 | １　他の利用者の妨げになるため。  ２　買物広場の管理に支障を及ぼす  ため。 | **第3条（5）**  **たき火をし、**  **又は火気を**  **持ち遊び**  **その他危険な**  **遊戯をすること。** |
| 花火 | 条件付可 | 他の利用者に危害を及ぼす危険が  あるため花火・爆竹等は禁止。但し、手で持って行う花火については下記条件下で可能。  １　利用は概ね午後10時まで  ２　バケツに水を用意する  ３　ゴミはすべて持ち帰る |
| バーベキュー | 禁止 | 他の利用者の妨げになるため。 |
| ゴルフ・  バッドを使っての野球等 | 禁止 | 他の利用者に危害を及ぼす危険が  あるため。 |
| サッカー・  キャッチボール・  バスケットボール等の球技  フリスビーなど | 禁止 | １　他の利用者に危害を及ぼす危険があるため。  ２　隣接地や道路などにボール等が  飛び出し、事故などの危険性がある  ため。 |
| スケートボード | 禁止 | １　他の利用者に危害を及ぼす危険  　があるため。  ２　生じる騒音が近隣住民の迷惑と  なるため。 |
| ラジコン | 禁止 | 他の利用者に危害を及ぼす危険が  あるため。 |
| 買物広場内での宿泊 | 禁止 | 他の利用者の妨げになるため。 | **第3条（6）**  **前各号に掲げる**  **もののほか、**  **買物広場の管理に**  **支障を及ぼす**  **おそれがある**  **行為をすること。** |
| 他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為 | 禁止 | 他の利用者の利用及び近隣住民の  生活の妨げになるため。 |
| 犬の放し飼い  猫へのえさやり | 禁止 | １　他の利用者に危害を及ぼす危険  　があるため。  ２　フンの後始末など買物広場の管  理に支障をきたすため。 |
| 竹木を伐採し、又は植物を採取する行為 | 禁止 | 買物広場の管理に支障を及ぼすため。 |